

立川市立第六小学校PTA 細則

第1章 細則の制定

第1条 この細則は、立川市立第六小学校PTA規約に基づき、この会の運営と活動を円滑に推進するために定める。

第2章 本部役員会の運営および本部役員の仕事（規約第30条）

第2条 本部役員会の会議は全員一致を原則として、執行の連帯責任を負う。

2 本部役員会はこの会の各機関の活動を助け、または協力し、必要な調整に努めるものとする。

第3条 会長は次の職務を行う。

- (1) この会を代表し、会務を統轄する。
- (2) 総会および運営委員会を招集する。
- (3) 合同委員会、本部役員会を招集する
- (4) 他の団体、機関に対してこの会を代表する。

第4条 副会長は次の職務を行う。

- (1) 会長を補佐し、会長不在のときは、職務を代行する。
- (2) 学年部会および校外部会の活動を助け、本部役員会との連携、協力を努める。
- (3) 学校および地域諸団体との連携、協力を努める。

第5条 会計は次の職務を行う。

- (1) この会の会費の集金を行い、会計事務を管理する。
- (2) 会長とともに、次年度の予算案を作成する。
- (3) 総会において予算の説明、決算および資産の報告を行う。

第6条 書記は次の職務を行う。

- (1) 総会、運営委員会、合同委員会、本部役員会のそれぞれの会議録の責任を負う。
- (2) この会の各機関の会議開催について連絡調整する。
- (3) この会の記録を管理する。
- (4) この会の運営や活動の推進と個々の会員の教育に対する理解を深めるために必要な広報活動に協力する。

第7条 庶務は次の職務を行う。

- (1) 総会、運営委員会、合同委員会、本部役員会のそれぞれの会議の事務を行う。
- (2) この会の関係書類を管理する。
- (3) 副会長・書記の補佐をする。

第3章 学年会の運営および学年委員の仕事（規約第33条）

第8条 学年会は学年の児童および保護者と担当教員の交流や、学校生活において家庭と学校の連携をはかる。

第9条 学年会は必要な事項を協議し、自主的に活動することができるが、他の学年や機関の支障となるような議決や活動は行わないものとする。

第10条 学年委員は相互に協力し合い、学年会が円滑に運営されるように努める。

第11条 学年委員は学年部会に出席して他の学年会と情報交換を行い、連携を深める。

2 各学年より学年委員1名が運営委員会に学年会を代表して出席し、活動内容の報告等を行う。

第4章 エリア会の運営およびエリア委員の任務（規約第36条）

第12条 エリア会はエリア内での生活における問題について話し合うことで情報を共有し、会員と児童の安全に必要な活動を行う。

第13条 エリア会は必要な事項を議決し、自主的に活動することができるが、他のエリアや機関の支障となるような議決や活動は行わないものとする。

第14条 エリア委員は相互に協力し合い、エリア会が円滑に運営されるように努める。

第15条 エリア委員は校外部会に出席して他のエリア会と情報交換を行い、連携を深める。

2 各エリアよりエリア委員1名が運営委員会にエリア会を代表して出席し、活動内容の報告等を行う。

第5章 学年部会および校外部会の運営と活動（規約第39条）

第16条 学年部会は各学年相互の連絡と運営にあたる。

第17条 校外部会は各エリア会が学校外での生活における問題について話し合うことで情報を共有するとともに、外部関係機関と連携して会員と児童の安全に必要な活動を行う。

第18条 学年部会および校外部会の結果は本部役員会および運営委員会に報告するものとする。

第6章 役員選考委員会の構成ならびに運営（規約第41条）

第19条 役員選考委員会の構成は、次のとおりとする。

(1) 各学年の代表 6名

(2) 副校長

2 委員長および副委員長は委員の中から互選する。副委員長は副校長を含めるものとし、複数とすることができる。

第20条 本部役員選考方法については、委員長名で全会員に広報する。

第21条 会計監査の選考方法については、役員選考委員会に一任する。

第22条 確定した新本部役員候補者および新会計監査候補者は、定期総会で報告し承認を求めるものとする。

附則

(施行期日)

この細則は、平成8年4月20日から施行する。

附則

この細則は、平成11年5月29日から施行する。

附則

この細則は、平成13年4月21日から施行する。

附則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成19年4月21日から施行する。

附則

この細則は、平成20年12月13日から施行する。

附則

この細則は、平成22年4月17日から施行する。

附則

この細則は、令和2年7月31日から施行する。